

砂川公共下水道の事業計画を変更するに当たり、下水道法施行令第3条の規定により、次のとおり公示する。

その書類関係は砂川市建設部土木課に備え置いて、公示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

なお、当該事業計画変更の案について、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和 4年 2月18日

砂川公共下水道管理者

砂川市長 善 岡 雅 文

名 称 砂川公共下水道

予定処理区域及び

予定排水区域  
(縮小区域)

(全体計画区域)

空知太の一部  
空知太西5条5丁目の一部  
空知太西5条4丁目  
空知太西1条3丁目の一部  
空知太西1条2丁目の一部  
北光の一部  
焼山の一部  
吉野4条南7丁目の一部  
吉野3条南7丁目の一部  
吉野3条南8丁目の一部  
東5条南18丁目の一部  
東5条南19丁目の一部  
東5条南20丁目の一部

(事業計画区域)  
焼山の一部

工事着手年月日 昭和55年1月14日

工事完成予定年月日 (期間の延伸)

令和 9年 3月31日